

不動産税に関する 2000 年 11 月 17 日付  
モンゴル国法律〔仮訳〕  
2015 年最終改正

第 1 条 法律の目的

1 この法律の目的は、モンゴル国の領域に所在する不動産（以下「不動産」という。）に対し租税を賦課し、当該租税を予算に納付することと関連する関係を調整することに存する。

第 2 条 不動産税に関する法令

1 不動産税の法令は、民法、租税一般法及びこの法律並びにこれらの法律に適合させて発布した法令のその他のアクトによりこれを構成する。

第 3 条 租税を賦課すべき不動産

1 モンゴル国民法第 84 条第 3 項の定めに従い確定されたすべての種類の不動産に対しては、租税を賦課する。

第 4 条 不動産税の納税義務者

1 モンゴル国の領域において不動産を所有している次の者は、不動産税の納税義務者である。

- (1) 所有のすべての種類に関係づけられる会社、協同組合、パートナーシップ、外国投資を伴う経済単位又は組織及びそれらの代表事務所
- (2) 非国家組織、ファンド及び宗教組織
- (3) 国家所有又は地方所有を伴う法人
- (4) モンゴル国国民、外国国民及び無国籍者
- (5) モンゴル国の居住者でない者

第 5 条 不動産税を賦課する評価額

1 土地を除き、不動産税を賦課する評価額は、山林財産の不動産登記に登記された価額により、不動産登記に登記されていない場合には財産保険を付保した価額により、財産保険を付保していない場合には帳簿に記帳された価額により、それぞれこれを確定する。

2 個人に所有させる土地に不動産税を賦課する評価額は、モンゴル国の国民に土地を所有させることに関する法律第 18 条の定めに基づいてこれを定める。

第 6 条 不動産税の税率及び規模

1 不動産税は、前条所定の評価額から、アイマグ又は首都の国民代表会議が当該財産の位置、用途、規模並びに市場の需要及び供給の状況を考慮して 0.6 ないし 1.0 パーセントの割合により算定してこれを賦課する。

第 7 条 租税の減免

1 次の不動産は、これを租税から免除する。

- (1) 国家又は地方の予算から資金を供与する法人の不動産

- (2) 住宅
  - (3) 公共保有の建築施設
  - (4) 生産及び技術パークの指導管理者及び単位の生産及び技術パーク内の建築施設その他の不動産
  - (5) 自由地区において建設して登記された建築施設
- 2 土地から取得する不動産税は、次の事由によりこれを軽減する。
- (1) 家庭の必要のために個人に所有させる土地
    - ① 首都においては、95 パーセントの割合による。
    - ② アイマグ・センターにおいては、97 パーセントの割合による。
    - ③ ソム・センター及び村においては、98 パーセントの割合による。
  - (2) 土地を農業以外の経済的目的のために個人に所有させる土地
    - ① 首都においては、30 パーセントの割合による。
    - ② アイマグ・センターにおいては、70 パーセントの割合による。
    - ③ ソム・センター及び村においては、85 パーセントの割合による。
  - (3) 土地を農業目的のために個人に所有させる土地については、95 パーセントの割合による。

#### 第 8 条 租税の賦課及び予算への納付

- 1 納税義務者は、不動産税を各年の 1 月 15 日の現状において存在する不動産の評価額により算定する。
- 2 不動産所有者である法人は、不動産の年度租税を各四半期の最終月の 15 日以前に均等な割合により算定して納付する。
- 3 不動産所有者であるモンゴル国民、外国国民及び無国籍者は、不動産税を各年の 2 月 15 日以前に一括して納付する。
- 4 土地から取得する不動産税は、土地に係る事項を所管する国家行政機関がこれを賦課し、税務監察官が徴収し、地方の予算に組み入れる。

#### 第 9 条 不動産税申告書の提出期限

- 1 納税義務者は、不動産税申告書を翌年の 2 月 10 日以前に所轄税務局にこれを提出する。
- 2 不動産税申告書は、税務局にこれを統一して提出し、2 月 20 日以前に租税に係る事項を所管する国家行政機関に送付する。
- 3 不動産税申告書の様式は、租税に係る事項を所管する国家行政機関の長がこれを承認する。
- 4 土地に係る事項を所管する国家行政機関（公務員）は、土地から取得する不動産税の申告書を統一し、写し 1 通を所轄税務局の長に翌年の 2 月 15 日以前に提出する。

#### 第 10 条 法律の発効

- 1 この法律は、2001 年 1 月 1 日から施行する。

(モンゴル法令研究会翻訳。会長：萩野敦司 副会長：吉川景司 事務局長：大牟田啓)